

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社佐藤工務店
(法人番号2180001097017)
業者の住所：愛知県弥富市鰯浦町西前新田 2 1
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 3 日から
令和 8 年 1 0 月 2 日まで (3 か月)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者の代表取締役は、愛知県弥富市が発注した工事において、令和 8 年 3 月 4 日に公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○指名停止措置要領（抄）付表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 1 0 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内